



長野県報

4月28日(月)
平成15年
(2003年)
第1451号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部改正の規則(危機管理・消防防災課)	1
母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部改正の規則(青少年家庭課)	2

告示

長野県議会臨時会の招集(財政改革チーム)	4
国土調査法に基づく平成15年度地籍調査事業計画の決定(農村整備課)	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林保全課)	5
上田地域広域連合規約の変更(市町村課まちづくり支援室)	5

公告

一般競争入札(危機管理・消防防災課)	6
一般競争入札(2件)(管財課)	6
保育士試験の実施(青少年家庭課)	8
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	9
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課)	9
土地改良区の役員の就退任の届出(6件)(土地改良課)	10
土地区画整理組合の理事の就任の届出(都市計画課)	12
長野県地方労働委員会規程の一部改正(地方労働委員会事務局)	12
長野県地方労働委員会あっせん員候補者の指名・経歴等(地方労働委員会事務局)	12

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年4月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第39号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のアのイ中「3万1,000円」を「3万円」に改め、同1のイのイ中「249万8,000円」を「246万8,000円」に改め、同表の2のアのイ中「1,020円」を「1,010円」に改め、同表の3のウのイ中

円	円	円	円	円	円
17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600

を

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400

に改め、同ウのイ中

円	円	円	円	円	円
5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

を

円	円	円	円	円	円
5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300

に改め、同表の6のイ中「53万1,000円」を「52万5,000円」に改め、同表の11のウのイ中「3,300円」を「3,200円」に改め、同表の12のイ中「14万1,100円」を「13万8,500円」に改める。

別表第2の1のアのイ中「1万7,900円」を「1万7,600円」に改め、同アのイ中「1万2,300円」を「1万2,100円」に改め、同アのイ中「1万1,800円」を「1万1,600円」に改め、同アのイ中「1万7,800円」を「1万7,400円」に改め、同アのイ中「2万1,300円」を「2万900円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

危機管理・消防防災課

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年4月28日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第40号

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和57年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第3条中「第11条」を「第14条」に改める。

第4条中「第10条及び法第11条」を「第13条及び法第14条」に改める。

第6条第1項中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

第9条中「第11条」を「第12条」に、「向つて」を「向かつて」に、「ある」を「当該配偶者のない女子に貸し付けているものである」に改める。

第10条中「第12条」を「第13条」に改める。

第11条中「第7条第5項」を「第8条第5項」に改める。

第12条中「第15条」を「第16条」に改める。

第13条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第14条中「第7条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

第15条中「第12条」を「第15条第1項」に改める。

第16条中「第18条」を「第19条」に改める。

第17条中「第16条」を「第17条」に改める。

第18条第1項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「ある」を「当該配偶者のない女子に貸し付けているものである」に改め、「以下」を削り、同条第2項中「第11条」を「第14条」に改める。

第21条中「第14条第2項第1号」を「第15条第2項第1号」に改める。

第23条の表の第2条の項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同表の第3条の項中「第11条」を「第14条」に、「第19条の2第3項」を「第32条第3項」に改め、同表の第4条の項中「第10条及び」を「第13条及び」に、「第11条」を「第14条」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条の2第3項」を「第32条第3項」に改め、同表の第6条第1項の項中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7号」を「第8号」に、「第27条第3号」を「第36条第3号」に改め、同表の第9条の項中「第11条」を「第12条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表の第10条の項中「第12条」を「第13条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表の第11条の項中「第7条第5項」を「第8条第5項」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表の第12条の項中「第15条」を「第16条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表の第13条の項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表の第14条の項中「第7条第3項」を「第8条第3項ただし書」に、「第28条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表の第15条の項中「第12条」を「第15条第1項」に、「第19条の2第4項」を「第32条第4項」に改め、同表の第16条の項中「第18条」を「第19条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表の第17条の項中「第16条」を「第17条」に、「第29条」を「第38条」に改め、同表の第18条第1項の項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同表の第18条第2項の項中「第11条」を「第14条」に、「第19条の2第3項」を「第32条第3項」に改め、同表の第21条第1項の項を次のように改める。

第21条	政令第15条第2項第1号	政令第38条において準用する政令第15条第2項第1号
------	--------------	----------------------------

別表第2の1の項中 「(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される配偶者のない女子であつて、現に児童を扶養している者についての戸籍謄本」 を

「(3) 主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを使用して行う事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、当該配偶者のない女子についての戸籍謄本
(4) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの自立の促進を図るための事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、事業計画書」 に、「(4)」を「(5)」に改め、同表の2の項中「(4)」を「(5)ま

で」に改める。

別表第4の1の項中 「(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される寡婦である者についての戸籍謄本」 を

- (3) 主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦を使用して行う事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、当該配偶者のない女子及び寡婦についての戸籍謄本
- (4) 寡婦の自立の促進を図るための事業につき貸付けを受けようとする場合にあつては、事業計画書

に、「(4)」を「(5)」に改め、同表の2の項中「(4)」を「(5)ま

で」に改める。

様式第1号中

統 柄		を	申請者との 統 柄	に、
修学先の 名称等	国公立・私立 年制の 第 学年			

理由、使途及び 計画		を
---------------	--	---

理由、使途及び 計画		に、
修学先の名称等	国公立・私立 年制の第 学年	

職 業	年 間 収 入	を	年 間 収 入	の 種 類	に、	職 業	年 間 収 入	を	年 間 収 入	の 種 類	に改め、同様式の注の4中「修
-----	------------	---	------------	----------	----	-----	------------	---	------------	----------	----------------

学資金」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、修学資金」に、「及び」を「又は」に改め、同注の5中「こと。」の次に「なお、修学先の名称等欄には、修学資金、修業資金又は就学支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。」を加え、同注の7中「こと。」の次に「なお、児童が借受人の場合にあつては、当該児童の家族の借入金の状況について記入すること。」を加える。

様式第2号の裏の注の4を同注の5とし、同注の3を同注の4とし、同注の2を同注の3とし、同注の1を同注の2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 「事業場の使用人員」欄及び「貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者又は寡婦」欄は、主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦を使用して行う事業につき貸付けを受けようとする場合に記入すること。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第46号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表の第2条の項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、同表の第4条の項中「第10条及び法第11条」を「第13条及び法第14条」に改め、同表の第10条の項中「第12条」を「第13条」に改め、同表の第11条の項中「第7条第5項」を「第8条第5項」

に改め、同表の第12条の項中 「政令第15条」 を 「政令第16条」 に、「第15条第1号」を「第16条第1号」に改め、同表の第16条

の項中「第18条」を「第19条」に改め、同表の第17条の項中「第16条」を「第17条」に改め、同表の第18条第1項の項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「ある」を「当該配偶者のない女子に貸し付けているものである」に改め、「以下」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。